

新型コロナ

ワクチン

4回目接種が始まります

市では5月から、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の受け付けを開始しました。対象は、①60歳以上の方と②18歳以上59歳以下のうち基礎疾患等を有する方などです。年齢によって接種券の発送方法が異なりますので、対象の方は内容をご確認ください。また、接種券と一緒にを送りするチラシや市ホームページも併せてご覧ください。

60歳以上の方

3回目のワクチン接種が完了してから5カ月が経過する時期に順次、4回目接種の接種券をお送りします。(例…令和4年2月15日に3回目接種が完了した場合↓令和4年7月15日ごろに発送)

予約方法 接種券が届いた後、次のとおり予約をしてください。

●医療機関での接種を希望する場合
接種券と一緒に送りするチラシで接種可能な医療機関を確認のうえ、受付時間内に電話か窓口でご予約ください。

●集団接種を希望する場合
市の集団接種予約受付コールセンターに電話するか専用サイトからご予約ください。

次の方が対象です

3回目接種日から5カ月以上経過し、以下のいずれかに該当する方

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳以上59歳以下のうち基礎疾患等を有する方など

集団接種について

実施日
7月23日(土)から 毎週土・日曜日

※8月13日(土)・14日(日)除く

場 所
勤労青少年ホーム(能代会場)

二ツ井伝承ホール(二ツ井会場)

予 約
集団接種予約受付コールセンター

☎ 0120-123-327

(午前9時～午後5時、土・日曜日・年末年始除く)

●モデルナ社製ワクチンを使用します。



WEB予約は
こちら

18歳以上59歳以下のうち 基礎疾患等を有する方など

4回目のワクチン接種を希望する場合は、ご自身で接種券発行申請書を作成し、申請する必要があります。申請受け付け後、3回目接種から5カ月経過する時期に接種券を発送します。

なお、予防接種法の努力義務の適用外です。

申請方法 接種券発行申請書（市ホームページからダウンロードできます）を郵送かEメールで提出してください。スマートフォンやパソコンから電子申請もできます。

●郵送

〒016-8501 能代市健康づくり課
新型コロナウイルス担当

●Eメール

c-vaccine@city.noshiro.lg.jp

●電子申請

「電子申請 能代市 コロナワクチン」で検索してください。



電子申請はこちら

●予約方法

接種は医療機関で受けることができます。接種券と一緒に送りつけるチラシで接種可能な医療機関を確認のうえ、受付時間内に電話か窓口でご予約ください。

※集団接種は受け付けしません。

新型コロナウイルス関連の問い合わせ先



市のワクチン接種について
聞きたいことがある

接種券発行申請書を
郵送してほしい

市新型コロナワクチン接種問合せ コールセンター

☎ 0120-003-384

受付時間：午前9時～午後5時
（土・日曜日、祝日、年末年始除く）



感染症について不安に
思うことを相談したい

発熱がある

発熱などの症状がある場合の相談・受診方法は以下のとおりです。

●かかりつけ医がある場合……

受診前に必ず電話相談して医療機関へ向かいましょう

●かかりつけ医がない、休診日である、感染症について不安に思うなどの場合……

あきた新型コロナ受診相談センターへ電話しましょう

あきた新型コロナ受診相談センター

☎ 018-866-7050

受付時間：24時間（毎日）

☎ 018-895-9176

または ☎ 0570-011-567

受付時間：午前8時～午後5時（毎日）

該当する基礎疾患等について

1. 次の疾患があり通院・入院している方

- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- 染色体異常
- 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

※精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方については、通院・入院をしていない場合も基礎疾患のある方に該当します。

医療機関へ電話で基礎疾患に該当するかなどのワクチン接種に関する相談をすると、通常診療の妨げになる場合があるのでご遠慮ください。

2. BMIが30以上の方

計算方法 BMI = 体重 kg ÷ (身長 m)²

3. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた方